

## 第1節 市民生活安定のための緊急措置

### 《計画の方針》

災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失するなど、多くの市民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市及び関係各機関は相互に協力し、職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等の対策を講じて、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図る。

また、農林業者、中小企業者に対する支援措置や災害弔慰金、災害見舞金等の支給、義援金等の受け入れ・配分措置についても適切な対応を図る。

### 《実施担当》

対策項目	課所室等	関係機関
1 生活相談窓口の設置	市民課等	県、警察、各機関
2 雇用対策	商工課	ハローワーク秋田、県
3 社会秩序の維持、物価の安定等		県、警察
4 租税及び公共料金の特例措置	総務課、税務課、水道課等	県、東北電力(株)、NTT、NHK、日本郵政グループ
5 応急資金、金融対策	福祉課、子ども課	県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会
6 災害弔慰金等の支給	福祉課	県
7 被災者生活再建支援金	福祉課	県
8 応急住宅等の建設	都市計画課	県
9 住宅資金の貸付等	福祉課、都市計画課	県
10 就学に関する支援	学校教育課	県教育委員会、(独)日本学生支援機構
11 葬祭の実施（災害救助法）	市民課	県葬祭業組合
12 農林業関係対策	農林課	県、各機関
13 事業者関係対策	商工課	県、各機関
14 適正な土地利用の推進	都市計画課	県
15 義援金等の受け入れ・配分	総務課、財政課、福祉課	県、日本赤十字社、県共同募金会

## **1** 生活相談窓口の設置

### (1) 相談所の設置

#### ① 市

市市民課等は、被災者のための相談所を庁舎、避難所等に設置し、苦情または要望などを聞き入れ、適切な対応、措置を実施する。

#### ② 警察

被災地の要所に臨時相談所を設置し、安否関連情報や治安の維持に関すること及び避難所等に避難している被災者の不安を和らげるための警察安全相談を行う。

#### ③ 関係機関

被災地の要所に臨時相談所または案内所等を設置し、所管業務の相談を行う。

### (2) 関係機関との連携

県及び関係機関等と連携し、種々の相談に対し速やかに、かつ適切に対応する。

## **2** 雇用対策

市商工課は、震災により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、秋田労働局大館労働基準監督署、秋田労働局大館公共職業安定所（ハローワーク大館）及び秋田県が行う職業相談などの各種取り組みに協力する。

### (1) 離職者への措置

秋田労働局大館公共職業安定所（ハローワーク大館）は、震災により離職や休業を余儀なくされた被災者について、次の措置を講じることとしている。

ア 臨時相談窓口の開設

イ 避難所等への巡回相談の実施

ウ 事業主に対する雇用維持の要請等

### (2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

秋田労働局大館公共職業安定所（ハローワーク大館）は、災害救助法適用時における雇用保険の失業給付に関する特例措置として、次の措置を講じることとしている。

ア 休業事業所の把握

イ 雇用保険受給者の失業認定に係る取り扱いの弾力的運用

ウ 離職証明書関係手続の弾力的運用

## エ 雇用保険受給手続の弾力的運用

### (3) 被災事業主に関する措置

秋田労働局大館労働基準監督署は、震災により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、労働保険料の免除、申告・納付期限の延長及び納付の猶予を行うこととしている。

機関名称	連絡先住所	電 話	FAX
秋田県産業労働部 雇用労働政策課	秋田市山王四丁目1-1 (県庁第二庁舎3階)	018-860-2334	018-860-3833
秋田労働局 大館労働基準監督署	大館市字三ノ丸6-2	42-4033	42-4010
秋田労働局 大館公共職業安定所 (ハローワーク大館)	大館市清水一丁目5-20	42-2531	49-4007

■表4-1-1 関係機関の連絡先

## 3 社会秩序の維持、物価の安定等

### (1) 社会秩序の維持

被災地及びその周辺においては、警察が独自にまたは防犯協会等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

### (2) 物価の安定、物資の安定供給

県は、生活必需品の物価が高騰しないよう、または買い占め、売り惜しみが生じないように監視する。

## 4 租税及び公共料金の特例措置

### (1) 市税等の徴収猶予及び減免の措置

市税務課、収納課及び長寿課は、地震により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予及び減免措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

なお、これらの対策が活用されるよう、被災者に対して、対策に関わる情

報の提供を十分に行っていく。また、被災者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努める。

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取り扱いとなっている。

① 納税期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出または市税等を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により震災後2カ月以内に限り、当該期限を延長する。（市税条例第18条の2）

② 徴収猶予

震災により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税等を一時的に納付または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条）

③ 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、次に該当する税目等について、市長が減免を行う。

税目等	減免の内容
個人の市民税 （個人の県民税を含む）	被災した納税義務者の状況に応じた減免（市税条例第51条）
固定資産税・都市計画税	被災した固定資産（土地・家屋等）の被災の程度に応じた減免（市税条例第71条）
特別土地保有税	被災した土地の被災の程度に応じた減免（市税条例第139条の3）
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じた減免（国民健康保険条例第26条）
介護保険料	被災した利用者の状況に応じた利用者負担額の減免（市介護保険条例第10条）

◆ 税の軽減

（資料5-2）

（2）その他公共料金の特例措置

その他公共料金の特例措置については次のとおりとなっている。

① 電気事業

東北電力株式会社は、原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、経済産業大臣の許可を得て、次の措置を行う。

ア 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸

- イ 不使用月の基本料金の免除
- ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る）
- エ 仮設住宅等での臨時電灯、電力使用のための臨時工事費の免除
- オ 被災により使用不要となった電気施設分の基本料金の免除
- カ 被災により1年未満で廃止または減少した契約の料金精算の免除
- キ 被災に伴う引込線、メーター類の取付位置変更のための諸工料の免除

② 水道事業

市水道課は、被害の状況により、被災者の水道料金等の減免、または支払期限の延伸の措置を行う。

③ 通信事業

東日本電信電話株式会社は、避難勧告等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金及び災害による建物被害により、仮設住宅等へ電話を移転する契約者の移転工事に関する費用を減免する。

④ 放送受信料

日本放送協会は、非常災害があった場合、総務大臣が認可した範囲及び期間に係る放送受信料を免除することができる。

⑤ 郵政事業

日本郵政グループは、被害の状況によって、次の措置を行う。

ア 郵便業務関係

- ・被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- ・被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ・被災地宛ての救助用郵便物の料金免除
- ・被災救援用寄附金送金のための郵便振替料金免除

イ 簡易保険業務関係

- ・保険料払込猶予期間の延伸
- ・保険料前納払込の取り消しによる保険還付金の即時払い
- ・保険金等及び未経過保険料の非常即時払い
- ・解約償還金の非常即時払い
- ・保険貸付金の非常即時払い

⑥ その他

災害により被害を受けた被災者に対しては、県や市において、各自治体が所管する施設の使用料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、保育料等が軽減、免除されることがある。また、市有財産貸付料の減免、市奨学金返還者への猶予が実施されることもある。

(3) 広報

市税等の徴収猶予・減免措置及び公共料金の特例措置に関する広報活動については、災害対策本部が設置されている期間においては「第3章 第8節 災害時の広報・広聴活動」により行う。また、本部廃止後においては、広報おおだて、もしくはチラシの配布等により行う。

## 5 応急資金、金融対策

大規模な震災時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、また、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市、県及び社会福祉協議会は、被災者（事業者を含む）の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため、関係機関、団体等と協力し、各種資金の貸付等の措置を講じるものとする。

市、県及び社会福祉協議会は、これらの被災者の自立的な生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ避難した被災者も含めて広報するとともに、相談窓口を設置し、被災者の利用を促進する。

また、これらの措置に当たっては、市、県及び社会福祉協議会は、被災者の自立的な生活再建を的確に支援するため、手続きの簡素化、事務処理の迅速化を図る。

### （１）災害援護資金の貸付

市福祉課は、震災により住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」に基づく「大館市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 3 年 12 月 20 日条例第 24 号）」に従い、災害援護資金の貸付を行う。

#### ◆災害援護資金等の貸し付け

（資料 5 - 3）

### （２）生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、民生・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、災害を受けたことにより臨時に必要な経費の貸付を行う。

#### ① 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備え付けられている借入申込書とその居住地を担当区域とする民生・児童委員を通じ、市社会福祉協議会を経由して、県社会福祉協議会長に提出する。

#### ② 貸付金の種類

- ・ 福祉費
- ・ 緊急小口資金

※災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外。

### （３）母子父子寡婦福祉資金の貸付

市子ども課は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）」に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資

金の貸付を行う。

① 貸付の対象

配偶者の無い女子または男子であって、現に児童(20歳未満の者)を扶養している者及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。(いずれも児童扶養手当受給者か同様の所得水準の者に限る)

ただし、現に扶養する子等の無い寡婦及び40歳以上の配偶者の無い女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

② 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、貸付申請書に関係書類を添付して、市を經由して県に申請する。

③ 貸付金の種類

- ア 事業開始資金
- イ 事業継続資金
- ウ 住宅資金
- エ 技能習得資金
- オ 生活資金
- カ 就職支度資金
- キ 修学資金
- ク 転宅資金
- ケ 就学支度資金
- コ 修業資金
- サ 医療介護資金
- シ 結婚資金

## 6 災害弔慰金等の支給

市福祉課は、災害により家族を失った被災者及び災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい傷害を受けた被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)」の規定に基づき制定した「大館市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成3年12月20日条例第24号)」により、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

### (1) 災害弔慰金の支給

支給対象	災害による死亡者で、災害発生時に本市の区域内に住所を有していた者の遺族
支給対象遺族	死亡当時の遺族一人(配偶者、子、父母、孫、祖父母の順で、いずれも存在しない場合は兄弟姉妹に支給)

支 給 額	1 生計維持者の死亡	500万円
	2 その他の者の死亡	250万円

(2) 災害障害見舞金の支給

支 給 対 象	災害により負傷し、精神または身体に著しい障害を受けた者（法別表）	
支 給 額	1 生計維持者	250万円
	2 その他の者	125万円

◆大館市災害弔慰金の支給等に関する条例 (資料5-4)

◆大館市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (資料5-5)

(3) 災害り災者に対する見舞金（県）

県は、災害により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更正を助長することを目的とする。

支 給 額	1 死者または行方不明者（1世帯につき）	60万円
	2 災害により精神または身体に著しい障害を受けた者	60万円
	3 自己所有で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主	全壊、流失 60万円 半壊、床上浸水 20万円
	4 借家で現に居住している家屋の被災世帯主	全壊、流失 20万円 半壊、床上浸水 6万円

◆災害り災者に対する見舞金給付要綱 (資料5-6)

(4) 災害見舞金の支給

市は、災害により住家に被害を受けた市民に対し、「大館市災害見舞金支給条例（昭和39年2月28日条例第19号）」に基づき、災害見舞金（詳細は次の資料による）の支給をする。

◆大館市災害見舞金支給条例 (資料5-7)

## 7 被災者生活再建支援金

県は、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（以下「支援法」という。）」に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対し、自立した生活を開始するために必要な経費



に充てるため、被災者生活再建支援金を支給する。

市は、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

### (1) 制度の対象となる自然災害

- ア 市域において、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号または第 2 号のいずれかに該当する被害が発生した場合
- イ 市域において、10 以上の世帯の住宅が全壊した場合
- ウ 県域において、100 以上の世帯の住宅が全壊した場合

### (2) 制度の対象となる被災世帯

支援法の対象となる被災世帯は、前項（1）の「制度の対象となる自然災害」に定める災害により、被害を受けた世帯である。（支援法第 2 条第 2 号）

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

### (3) 支援金の支給額

被災した世帯に対し、基礎支援金及び加算支援金の合計額を支給する（最大支給額 300 万円）。なお、年齢・年収要件及び用途の制限は無い。

支給額は、次の二つの支援金の合計額となるが、世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額が 4 分の 3 になる。

#### ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

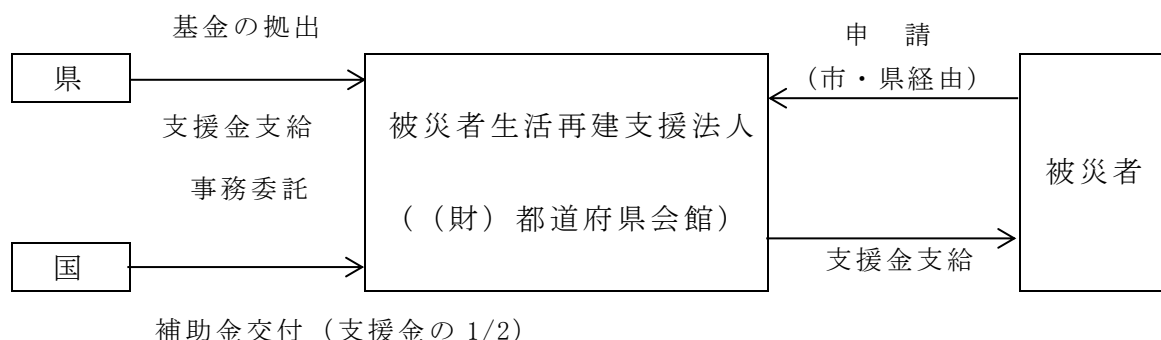
全壊等	大規模半壊
100 万円	50 万円

#### ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

建設・購入	補修	賃借（公営住宅除く）
200 万円	100 万円	50 万円

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で 200 万円（または 100 万円）。

#### (4) 支援金支給の仕組み



## 8 応急住宅等の建設

### (1) 応急仮設住宅の建設

「第3章 第38節 応急住宅対策」による。

### (2) 公営住宅の建設及び復旧

災害により住宅を滅失または焼失した低所得被災者に対する住宅対策として、県及び市都市計画課は、公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を実施する。

また、激甚法第22条の規定に基づき、激甚災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するための災害公営住宅の建設等を行う場合、国からの補助を受け、市が建設する。

なお、市で対応が困難な場合は、県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

市は、迅速な災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を図るため、県の助言・指導を受けながら、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成する。そのうえで、災害住宅建設計画及び復旧計画を作成し、予算の確保、用地の確保等を含めて県の支援を要請する。

### (3) 建設事業の実施

市及び県は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。住宅建設に当たっては、避難行動要支援者の入居を想定し、バリアフリー化に努める。

### (4) 入居者の選定

市は、県の助言・指導を受け、新居を必要とする市民の被災状況、生活実態等に配慮しながら、特定入居を行うときの選定基準を作成し、入居者を選定する。

## 9 住宅資金の貸付等

住宅資金の災害関連貸付として、「災害復興住宅融資」、「宅地防災工事資金融資」、「地すべり等関連住宅融資」などがある。

<p>災害復興住宅融資 (建設)</p>	<p>◎独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。</p> <p>◎対象者は、本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨のり災証明書の発行を受けた者が対象。ただし、「大規模半壊」または「半壊」の場合でも一定の条件を満たす場合は対象となる。</p> <p>◎融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。</p> <p>◎融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</p> <p>◎融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。</p> <p>① 融資限度額</p> <table border="0"> <tr> <td>基本融資</td> <td>1,460万円</td> </tr> <tr> <td>特例加算（一般分）</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>土地取得費</td> <td>970万円</td> </tr> <tr> <td>整地費</td> <td>380万円</td> </tr> </table> <p>② 返済期間：35年または25年（構造による。基本融資以外は、基本融資の返済期間に同じ）</p> <p>③ 金 利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>	基本融資	1,460万円	特例加算（一般分）	450万円	土地取得費	970万円	整地費	380万円
基本融資	1,460万円								
特例加算（一般分）	450万円								
土地取得費	970万円								
整地費	380万円								
<p>災害復興住宅融資 (新築購入、 リ・ユース購入)</p>	<p>◎住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資。</p> <p>◎対象者は、本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨のり災証明書の発行を受けた者が対象。ただし、「大規模半壊」または「半壊」の場合でも一定の条件を満たす場合は対象となる。</p> <p>◎融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡以上（マンションの場合40㎡）175㎡以下の住宅で、1戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上。</p> <p>◎融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</p> <p>◎融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を</p>								

	<p>設定すると返済期間を延長することができる。</p> <p>(1) 新築住宅</p> <p>① 融資限度額</p> <p>基本融資 1,460万円</p> <p>特例加算(一般分) 450万円</p> <p>土地取得費 970万円</p> <p>② 返済期間:35年または25年(構造による。基本融資以外は、基本融資の返済期間に同じ)</p> <p>③ 金利:住宅金融支援機構に確認が必要</p> <p>(2) 中古住宅</p> <p>① 融資限度額</p> <p>基本融資 1,460万円または1,160万円</p> <p>特例加算(一般分) 450万円</p> <p>土地取得費 970万円</p> <p>② 返済期間:35年または25年(構造による)</p> <p>③ 金利:住宅金融支援機構に確認が必要</p>
<p>災害復興住宅融資 (補修)</p>	<p>◎住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。</p> <p>◎対象者は、本人が居住するために住宅を補修する者で、住宅に10万円以上の被害を受け、り災証明書の発行を受けた者が対象。</p> <p>◎融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</p> <p>◎融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる(ただし、返済期間は延長できない)。</p> <p>① 融資限度額</p> <p>基本融資 640万円</p> <p>整地費 380万円</p> <p>引方移転費用 380万円</p> <p>② 返済期間:20年</p> <p>③ 金利:住宅金融支援機構に確認が必要</p>
<p>宅地防災工事資金融資</p>	<p>◎対象者は、災害によって崩壊または危険な状態にある宅地については、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告または改善命令を受けた者。</p> <p>◎融資対象は、法面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置のための工事費用</p> <p>① 融資限度額:1,030万円または工事費の9割のいずれかの低い順</p> <p>② 返済期間:15年以内</p> <p>③ 金利:住宅金融支援機構に確認が必要</p>

<p>地すべり等関連住宅融資</p>	<p>◎ 対象者は、地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受ける恐れのある家屋の移転、またはこれに代わるべき住宅を建設する者で、関連事業計画もしくは改善命令または勧告に基づいて、住宅を移転または除去する際の当該家屋の所有者、貸借人または居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた者</p> <p>◎ 融資対象のタイプは「地すべり関連住宅」と「土砂災害関連住宅」がある。</p> <p>◎ 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</p> <p>(1) 移転資金、建設資金または新築住宅の購入</p> <p>① 融資限度額</p> <table border="0"> <tr> <td>融資資金</td> <td>1,460万円または1,400万円 (構造による)</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金</td> <td>970万円</td> </tr> <tr> <td>特例加算(一般分)</td> <td>450万円</td> </tr> </table> <p>② 返済期間：35年または25年(構造による。基本融資以外は、基本融資の返済期間に同じ)</p> <p>③ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p> <p>(2) 中古住宅の購入</p> <p>① 融資限度額</p> <table border="0"> <tr> <td>購入資金</td> <td>1,460万円または1,160万円 または950万円(構造による)</td> </tr> <tr> <td>特例加算(一般分)</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>土地取得費</td> <td>970万円</td> </tr> </table> <p>② 返済期間：35年または25年(構造による)</p> <p>③ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>	融資資金	1,460万円または1,400万円 (構造による)	土地取得資金	970万円	特例加算(一般分)	450万円	購入資金	1,460万円または1,160万円 または950万円(構造による)	特例加算(一般分)	450万円	土地取得費	970万円
融資資金	1,460万円または1,400万円 (構造による)												
土地取得資金	970万円												
特例加算(一般分)	450万円												
購入資金	1,460万円または1,160万円 または950万円(構造による)												
特例加算(一般分)	450万円												
土地取得費	970万円												
<p>生活福祉資金貸付制度 による住宅の補修等 (県、市、社会福祉協議会)</p>	<p>◎ 低所得者世帯、障害者世帯または高齢者世帯が、災害により被害を受けた住宅の増改築、補修または保全に要する経費について、生活福祉資金の住宅資金の貸付を受けることができる。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外。</p> <p>① 貸付限度額：250万円(目安)</p> <p>② 貸付利子：無利子(連帯保証人あり) 年1.5%(連帯保証人なし)</p> <p>③ 据置期間：6カ月以内</p> <p>④ 償還期間：7年以内(目安)</p>												

<p>母子寡婦福祉資金貸付金の 住宅資金 (県、市)</p>	<p>◎住宅が全壊、半壊、半焼、流失及び床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が、災害により被害を受けた住宅の増改築、補修または保全に要する経費について、母子寡婦福祉資金の貸付を受けることができる。</p> <p>① 貸付限度額：200万円以内</p> <p>② 貸付利子：無利子（連帯保証人あり） 年1.5%（連帯保証人なし）</p> <p>③ 据置期間：6カ月以内（貸付の日から2年を超えない範囲内で延長可）</p> <p>④ 償還期間：7年以内</p>
--	---

## 10 就学に関する支援

### （1）教科書の無償給与

市は、災害救助法適用時には、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給する。

給与の詳細については、「第3章 第32節 学校等における応急対策」を準用する。問い合わせは県、市とする。

### （2）小・中学生の就学援助措置

災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助する。

対象は、要保護世帯、準要保護世帯（市が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）とする。問い合わせは県、市、学校とする。

### （3）高等学校授業料減免措置

災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予または減額、免除する。問い合わせは県、学校とする。

### （4）奨学金制度の緊急採用

災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生に対して、奨学金の貸出（無利子）を緊急に受付・採用する。問い合わせは県、学校、独立行政法人日本学生支援機構とする。

### （5）児童扶養手当等の特別措置

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児童福祉手当について、所得制限の特別措置を講ずる。

対象は、児童扶養手当受給者世帯、障害者（児）のいる世帯とする。問い合わせは市とする。

## 11 葬祭の実施（災害救助法）

遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合、市が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。

## 12 農林業関係対策

### （1）(株)日本政策金融公庫資金

被災農林業者等に対し、農林業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を(株)日本政策金融公庫が融通する。

農業関係	1 農業基盤整備資金 2 農業経営基盤強化資金 3 経営体育成強化資金 4 農林業セーフティネット資金 5 農林業施設資金（災害復旧） など
林業関係	1 造林資金（復旧造林、樹苗養成施設） 2 林道資金 3 農林業セーフティネット資金 4 農林業施設資金（主務大臣指定施設・災害復旧） など

※問い合わせ…(株)日本政策金融公庫、農業協同組合、受託金融機関

### （2）天災融資法による災害経営資金

天 災 融 資 制 度				
目的	天災融資法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。			
	◎ 天災融資法			
	融 資 額		アまたはイのうちどちらか低い金額	
			ア 損失額の率 (%)	イ 限度額 (万円)
	区 分		個 人	法 人
	農業者	果樹栽培者・家畜 等飼育者	500	2,500
		一般農業者	200	2,000

支援 の 内容	林業者	45	200	2,000	
	※災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金により貸付条件が緩和される。				
	◎ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律				
	融資額		アまたはイのうちどちらか低い金額		
	区 分	ア 損失額の率 (%)	イ 限度額 (万円)		
			個 人	法 人	
	農業者	果樹栽培者・家畜 等飼育者	80	600	2,500
		一般農業者	60	250	2,000
	林業者		60	250	2,000
	◎ 貸付利率、償還期限				
	資 格 者		貸付利率	償還期限	
	(ア) 被害農林業者で、損失率が30%未満の者		6.5%以内	3年、4年、5年以内	
	(イ) 被害農林業者で、損失率が30%以上の者		5.5%以内	5年、6年以内	
	(ウ) 特別被害農林業者		3.0%以内	6年以内	
対 象 者	(ア) 被害農林業者		(イ) 特別被害農林業者		
	1 農作物の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上	2 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上		
	1 林産物の流失等による損害額が、平年林業収入の10%以上	2 林業施設の損害額が50%以上	左のうち損失額が50%以上		
			左のうち損失額が70%以上		

※問い合わせ…市、農業協同組合、受託金融機関



## **13** 事業者関係対策

### (1) 計画の方針

市商工課及び県は、被災事業者等が、事業の継続または速やかに事業の再開ができるように、事業資金の融資、受発注のあっせん、経営情報の提供、従業員の確保等の支援を行い、被災地域の経済復興を図る。

### (2) 実施体制

被災事業者等を総合的に支援するため、次の機関で構成する地域経済復興支援対策本部を設置する。

- ① 県（産業労働部、関連部局、地域振興局）
- ② 市
- ③ 秋田県信用保証協会
- ④ 金融機関（政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合）
- ⑤ 財団法人あきた企業活性化センター
- ⑥ 秋田県商工会連合会
- ⑦ 秋田県商工会議所連合会
- ⑧ 秋田県中小企業団体中央会

### (3) 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災事業者等の被害実態を把握し、関係機関と連携して被災事業者等に対して次の措置を講ずる。

- ① 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- ② 既存借入金の償還期限の延長
- ③ 各種補助、助成制度の優先的な適用
- ④ 稼働可能設備等の確認及び受発注のあっせん
- ⑤ 原材料入手経路、販売先ルート等の経営情報の提供
- ⑥ 従業員確保のための人材情報の提供
- ⑦ 新たな支援制度の創設

## **14** 適正な土地利用の推進

復旧・復興に当たっては、地震に対する危機感から、安全性の高い土地需要の増加により、特定地域の地価が高騰しないよう注視するとともに、県と市との連携により適正かつ合理的な土地利用を推進し、都市計画の必要な見直しを行っていく。

## 15 義援金等の受け入れ・配分

### (1) 計画の方針

大規模な震災時には、多くの人々が生命または身体に被害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。市は、震災時における被災者の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため、県、関係機関等と協力し、被災者に対する義援金等の募集及び配分等の措置を迅速に講ずる。

なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等への配分を指定する見舞金、寄付金等は含まない。

### (2) 義援金等の受け入れ、保管

市福祉課及び財政課は、義援金等の申し出があった場合、ただちに義援金等の受付窓口を設置し、義援金等の受付を実施する。義援金等の受付方法等については、ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、次の義援金等の受付方法等について広報・周知を図る。

なお、県、日本赤十字社秋田県支部、秋田県共同募金会においても、同様に義援金等の募集及び受け付けが実施されることがある。

また、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

#### ① 義援金

ア 受付窓口を開設する。

- ・大館市字中城 20 番地 大館市役所内  
大館市災害対策本部義援金等受付担当（TEL0186-49-3111）

イ 振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）を準備する。

ウ 受領した義援金は、寄託者へ受領書を発行する。

エ 寄託された義援金は、歳入（雑入）として管理する。

#### ② 救援物資

ア 受付窓口は、義援金受け入れ窓口と同様とする。

イ 受け入れ要員を指名する。

ウ 希望する物資、希望しない物資（需給状況に対応）を報道機関及びホームページ等で公表する。

エ 送り先、受け入れ窓口及び受け入れ場所を決定する。救援物資等集積場所は、原則として大館樹海ドームとする。

#### ③ 留意点

災害発生直後において食糧や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から救援物資が寄せられる。しかし、不特定多数からの小口の救援物資を、必要としている被災者に、必要としている物を、必要としている時期に分類・仕分けをして配布することは極めて難しい。

このことから、全国からの善意を無駄にしないためにも、市は、報道機

関等を通じ、個人からの救援物資は対応が困難であることを呼びかけるとともに、被災者へ善意を寄せる場合は、できるだけ義援金での支援に理解を求めよう呼びかける。

また、義援物資の募集を行う際には、多様化・詳細化するニーズ、また時間とともに変化するニーズに合わせて希望する物資及びその時期について公表する。過剰に送られた物資や季節の変化により必要の無くなった物資については、新たな倉庫の確保及びその保管について、必要に応じて物流事業者に協力を要請する。最終的に長期間滞留し、その後も使用される見込みの無い物資がある場合は、NPO等の協力を得て、被災者への無償配付を行うなどにより活用する。

### (3) 義援金等の配分

被災者宛てに寄託された義援金品を公平かつ適正に配分することを目的として、市災害対策本部会議に諮り、義援金品配分のための委員会を設置する。

#### ① 委員会の構成

委員会は、県、市及び関係指定地方公共機関等で構成し、事務局は市福祉課に置く。

#### ② 配分方法の決定

委員会は、市等の受付機関で受け付けた義援金等の被災者に対する配分方法(対象、基準、時期及びその他必要な事項)について、協議のうえ決定する。

#### ③ 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金品の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

#### ④ 配分の公表

委員会では、被災者に対する義援金品の配分結果について、大館市防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

## 第2節 激甚災害の指定

### 1 計画の方針

市各課は、震災による被害規模が甚大な場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき、財政援助等を受けて公共施設の災害復旧事業や被災者等への支援措置が迅速かつ円滑に実施できるようにするため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害あるいは局地激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

### 2 激甚災害指定の手続き

#### （1）被害調査

甚大な災害が発生した場合は、市長はただちに被災地を調査し、被害状況を知事へ報告する。

#### （2）激甚災害指定の決定

知事は、市の被害状況を検討のうえ、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、知事の報告に基づき中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、政令により指定する。なお、中央防災会議は内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、指定すべき災害かどうかを答申する。

### 3 激甚災害に関する被害状況等の報告

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するため、震災後迅速かつ正確に公共施設等の被害情報を把握するための体制を整える。

なお、知事は、県内に災害が発生した場合、被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の各関係部局に必要な調査を行わせる。県の関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか、激甚法に定める必要な事項を取りまとめる。

### 4 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防

災会議決定)の二つの指定基準がある。

◆激甚災害指定

(資料5-12)

**5 災害復旧事業計画**

各機関は、被災施設の復旧事業計画または査定計画を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。また、復旧事業計画の樹立に当たっては、関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、災害の再発防止を図る。

なお、がれき等の処理に当たっては、環境への汚染の未然防止または拡大防止のため、関係法令を考慮のうえ適切な措置を講ずる。

**6 激甚災害に対する財政支援措置**

(1) 特別財政援助の交付手続き

市は激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出する。

(2) 激甚災害による財政援助対象事業等

「激甚法」に定める財政援助等を受ける事業等は次のとおりである。

区分	対象事業	適用条項
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業	第3条関係
	(2) 公共土木施設災害関連事業	第3条関係
	(3) 公立学校施設災害復旧事業	第3条関係
	(4) 公営住宅災害復旧事業	第3条関係
	(5) 生活保護施設災害復旧事業	第3条関係
	(6) 児童福祉施設災害復旧事業	第3条関係
	(7) 養護・特別養護老人ホーム災害復旧事業	第3条関係
	(8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	第3条関係
	(9) 障害者支援施設等災害復旧事業	第3条関係
	(10) 婦人保護施設災害復旧事業	第3条関係
	(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業	第3条関係
	(12) 感染症予防事業	第3条関係
	(13) 堆積土砂排除事業 (ア: 公共的施設区域内 イ: 公共的施設区域外)	第3、9条関係

	(14) 湛水排除事業	第 3、10 条関係
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業 (7) 共同利用小型漁船の建造 (8) 森林災害復旧事業に対する補助	第 5 条関連 第 6 条関係 第 7 条関係 第 8 条関係 第 9 条関係 第 10 条関係 第 11 条関係 第 11 条の 2 関係
3 中小企業に関する特別の助成の償還期間の特例	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金 (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧に対する補助	第 12 条関係 第 13 条関係 第 14 条関係
4 その他の財政援助及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子寡婦福祉資金による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	第 16 条関係 第 17 条関係 第 19 条関係 第 20 条関係 第 21 条関係 第 22 条関係 第 24 条関係 第 25 条関係

※ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用条項

■ 表 4 - 2 - 1 激甚災害に関する財政援助措置の対象事業

(3) 局地激甚災害指定により適用される措置

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、次の措置が選択して適用される。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(第3条、第4条)

- イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(第5条)
- ウ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例  
(第6条)
- エ 森林災害復旧事業に対する補助(第11条の2)
- オ 中小企業に関する特別の助成(第12条、第13条)
- カ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等  
(第24条)

#### (4) 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものからただちに着手し、事業実施期間の短縮に努める。

## 第3節 り災証明書発行要領

### 1 計画の方針

り災証明書は、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、「災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）」により、被災者からの申請に応じて、遅滞なく、住家の被害そのほか市長が定める種類の被害の状況を調査し、証明するものとする。

### 2 発行手続き

#### （1）被害調査の実施

市危機管理課は、り災証明書の発行に先立ち必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とするときなどにおいては、関係各部または関係団体等の協力を得て行う。

また、被害認定は、「災害の被害認定基準」等に基づき、下表の1または2のいずれかによって行う。

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
1 損壊基準判定…住家の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
2 損害基準判定…住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

■表4-3-1 災害の被害認定基準

#### （2）り災者台帳の作成

上記の被害調査の結果を基に、り災者台帳を作成する。

#### （3）り災証明書の発行事務

市危機管理課及び消防本部は、被災者がり災証明書の発行を申請した場合、上記り災者台帳を確認し、発行する。



#### (4) 区分

消防署・・・・・・・・火災に関するり災証明

危機管理課・・・・・・・・上記外に関するり災証明

### **3** 証明の範囲等

#### (1) り災証明の証明項目

り災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明する。

##### ① 家屋の損壊等に関する証明項目

ア 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊

イ 流出、床上浸水、床下浸水

ウ その他

##### ② 家屋の火災に関する証明項目

ア 全焼、半焼、一部焼損

イ 全壊、半壊、一部損壊（爆発による損壊）

ウ その他

##### ③ 手数料

り災証明書の証明手数料は、無料とする。

##### ④ 証明書

り災証明書の書式は資料編に示す。

#### ◆ り災証明書の書式

(資料5-8)

## 第4節 復旧・復興計画の作成

### 1 災害復旧計画の推進

被災した各施設（特に公共施設）の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、被害の再発防止のための改良復旧を原則とし、復旧する施設の選定に当たっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当たる計画とする。

また、各地域の特性や被害実態に応じたきめ細かな復興を推進するとともに、災害発生以前にも増して地域社会の活力を高めていく施策を展開していく。

### 2 災害復旧計画の作成

市、指定地方公共機関等は、り災施設等の復旧事業の事業費が決定され次第、早期にこれを実施するため、復旧事業に必要な職員の配備、応援派遣計画等を含め、必要な復旧計画を策定する。

また、大規模な災害時における労働力及び施工業者の不足、資機材の払底等の事態を想定して十分にこれを検討する。

#### （1）公共土木施設災害復旧事業計画

##### ① 河川災害復旧計画

市内各河川の特性を十分検討して災害の原因を調査し、同様な被害を防止するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め、県予算面あるいは公共土木施設災害復旧対策事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を進捗させる。

##### ② 砂防災害復旧計画

河川上流部からの土砂れきの流出が下流部の災害の原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基礎となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をした計画を策定する。

##### ③ 地すべり災害復旧計画

被災原因を十分調整し、保全対象により復旧対策工の規模を決定し、速やかに復旧計画を策定する。

##### ④ 急傾斜地災害復旧計画

既存施設の復旧を図ることはもちろんのこと、急傾斜地の場合、隣接の自然斜面の崩壊の可能性もあるので、一般事業等も含めて総合的な斜面对策と

して復旧計画を策定する。

⑤ 道路災害復旧計画

産業経済及び地域社会の基盤となっている道路及び橋梁の災害復旧は、最も急を要するので、被災後、ただちに応急復旧工事に着手できるよう、自然災害の防除と併せて、交通安全に配慮した工法による復旧計画とする。

⑥ 林地荒廃防止施設災害復旧計画

治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査のうえ復旧計画を速やかに策定する。なお、必要な場合、応急工事による対策を進める。

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

① 農地農業用施設災害復旧計画

農地の災害は、河川やため池のはん濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失または水とともに押し流された土砂の堆積、崖崩れ、地すべり等によって生ずる農地の壊廃が挙げられる。また、農業用施設の災害は、用排水路の溝畔の決壊、かんがい用取水堰の決壊、ため池堤防及び農道の決壊等である。

農地農業用施設の災害については、現在まで原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮するうえからも、今後はさらに被災の原因をよく探究して災害を繰り返さないよう、計画に当たってはこれらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。

なお、農業農村整備事業として、防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業と総合関連を保ち積極的に推進し、災害を未然に防止する工法を講じる必要がある。

② 林道災害復旧計画

林道は、多面機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設である。

また、森林の総合利用の推進、山村生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。

従って、林道の被災による交通途絶は、適切な森林整備や林業経営に支障を及ぼすほか、地域住民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。

特に、最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、再被災を防ぐため各路線の性格に応じた適切な復旧計画を策定する必要がある。

③ 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、森林組合、または漁業協同組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設のうち政令で定められたものが、1箇所40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

### (3) 社会福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の復旧は、性格上緊急を要するので、工事に必要な資金は国や県の補助金及び独立行政法人医療福祉機構の融資を促進し早急に復旧を図る。

この場合、施設設置場所の選定に当たっては、再度災害の恐れのない適地の選定及び構造等に留意する。

### (4) 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童・生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護及び正常な教育実施のいずれの観点から見ても、迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に、学校施設は災害時における避難所として指定されており、復旧計画の策定に当たっては、次の点に留意する。

- ① 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため、必要に応じ改良復旧に努めるとともに、災害防止施設も併せて建設するよう考慮する。
- ② 災害防止上特に必要があれば、設置箇所の移転等を考慮した計画を策定する。
- ③ 市は、市立学校の復旧について必要があれば、県の技術指導を要請する。
- ④ 公立学校施設の災害復旧については、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の規定に基づき復旧計画を推進する。

### (5) 公立医療施設病院等災害復旧事業計画

- ① 公共病院診療所施設災害復旧事業  
公共の病院及び診療所の復旧工事は、起債対象事業として行う。  
なお、起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入される。
- ② 感染症指定医療機関災害復旧計画  
感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律に定める感染症指定医療機関の復旧工事は、一般的には同法の規定による補助を得て復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置する。

## **3** 災害復興計画の推進

地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復（生活復興）には、迅速な被災地域の復興（都市復興）が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するために、被災後速やかに復興計画を作成する。

## 4 災害復興計画の作成

### (1) 事前復興対策の実施

震災復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行ううえでの人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要がある。

被災後の混乱期には、これらの作業が錯綜して円滑に行えない可能性があることから、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、平常時から復興マニュアルとして整備しておく。

#### ① 復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、市民の合意形成等、復興対策の手順をあらかじめ整理しておく。

#### ② 復興基礎データの整備

市は、復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

### (2) 震災復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

### (3) 震災復興方針・計画の策定

#### ① 震災復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員等により構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

なお、震災復興を進めていく際には、この復興方針策定の段階はもとより、次に述べる復興計画の策定から復興事業・施策の展開に至るまで、市民の意見を十分反映させる。

#### ② 震災復興計画の策定

市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。

復興計画は、その範囲をどのように策定するかによって、大きく広義と狭義の2タイプが考えられる。

前者（広義）は、市の総合計画的な性格を持ち、都市整備、産業、福祉等の多岐にわたる領域での施策を復興計画として取りまとめるものであり、市のイメージ実現に向けた計画的復興と言える。

一方、後者（狭義）の復興計画は、都市整備に限定したものであり、さらに被災地域全体を対象とするものと、個別の被災地区別に取りまとめるものに分けられる。

市において復興計画を策定する場合、このような計画のタイプを明確にし、

事業手法、財源確保、推進体制に関する事項を含めた適切な内容で構成する。

## **5 震災復興事業の実施**

震災復興は、市と県及び国との密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県との間の十分な調整作業等が重要であり、また、復興に当たっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、県及び国との密接な連携をもとに事業を推進する。

また、震災復興計画に基づき、市民の意見を十分に尊重しながら、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的に事業を推進する。

### **(1) 被災市街地復興推進地域の指定**

市は、「被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）」第5条の規定により、都市計画区域内に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等をすることができる。被災市街地復興推進地域の決定は、通常都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

指定の要件は次のとおりである。

- ア 大規模な火災、震災その他の被害により、当該区域内で相当数の建築物が滅失したこと。
- イ 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用動向等から見て不良な街区の環境が形成される恐れがあること。
- ウ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、その他建築物もしくは建築敷地の整備、またはこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

### **(2) 震災復興事業の実施**

#### **① 専管部署の設置**

市は、震災復興に関する専管部署を設置する。

#### **② 震災復興事業の実施**

市は、震災復興に関する専管部署を中心に、震災復興計画に基づき、県及び国と連携して震災復興事業を推進する。

#### **③ 代替地域の指定**

市は、被災により都市機能を失った地域について、代替地域を検討し、その指定を行う。

## 第5節 財政負担に関する計画

### 1 計画の方針

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等における防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等の全てが、それぞれの立場において分任するものであり、当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するものである。

しかし、これに固執することは地方財政の混乱を招き、ひいては国の円滑な財政運営を阻害する恐れがあるので、法令の規定に基づきまたは予算上の措置により、財政負担適正化のため所要の措置を講ずる。

### 2 費用の負担範囲

#### (1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用（災害対策基本法第91条）

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合または予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担する。

区 分	法 令 の 名 称	関 係 条 項
法令に特別の定めがある費用の負担 (県及び国の費用負担)	1 災害救助法	第18～21条
	2 水防法	第43～44条
	3 災害対策基本法	第93～95条
	4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第57～62条

#### (2) 応援に要した費用（災害対策基本法第92条）

実施責任者が他の地方公共団体の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。なお、一時繰替え支弁を求めることができる。

#### (3) 知事の指示に基づいて市が実施した費用（災害対策基本法第93条）

知事の指示に基づいて市が実施した応急措置のため要した費用及び応援のために要した費用のうちで、指示または応援を受けた市に負担させることが困難または不適當なもののうち、災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて、政令で定めるところにより、県が一部または全部を負担する。

#### (4) 国の負担または補助範囲

##### ① 災害応急対策に要する費用（災害対策基本法第94条）

災害応急対策に要する費用については、法令に定めるところにより、または予算の範囲内において国がその全部または一部を負担し、または補助する。

##### ② 非常災害対策本部長または緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用（災害対策基本法第95条）

非常災害対策本部長または緊急災害対策本部長の指示に基づいて市が実施した応急措置のために要した費用のうち、市に負担させることが不適当なものうち、政令で定めるものについては、政令で定めるところにより国がその全部または一部を補助する。

補助率については、応急措置内容その他の事情によりそのつど決定される。

##### ③ 災害復旧事業費等（災害対策基本法第96条）

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、または予算の範囲内で国がその全部または一部を負担し、または補助する。

##### ④ 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費（災害対策基本法第97条）

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の対象となる事業は、「本章 第2節 第6 激甚災害に対する財政支援措置」のとおりである。

なお、昭和43年11月22日、中央防災会議において局地激甚災害指定基準が決定され、これが局地激甚災害指定基準要綱により特定の市に係る局地的災害についても、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条に言う激甚災害と指定される。

### **3 災害対策基金**

市は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、災害救助法第22条の災害救助基金、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の3の積立金及び第7条の剰余金の積み立て並びに地方自治法（昭和22年法律第167号）第241条の基金についての規定により、災害対策基金を積み立てなければならない。

### **4 起債の特例**（災害対策基本法第102条）

1 住民税、使用料、手数料、その他の徴収金のうち、総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認め



られるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合。

- 2 災害予防、災害応急対策または災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で市の負担に属するものの財源とする場合。
- 3 上記1、2の場合において、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体に該当し、激甚災害に指定された場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定に関わらず地方債でその財源とすることができる。

## **5 国の援助を伴わない災害復旧事業費**

激甚災害の復旧事業のうち、市の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。